

## **表面約款**

運送品、または運送品がその中品であると（荷主が）称している包は、本証書に別段の記載ない限り外見上良好な状態で、運送人によって荷送人から受取られたものであり、本証書に規定されているすべての条項に従い運送される。

本証書における運送のため運送人に運送品を引渡したことにより、荷主は、これに反するいかなる地方的慣習もしくは特権にも拘らず、恰も自ら署名したかと同じように、本証書の規定、免責、条項全てを承諾した。この証書は、運送品のための事前の合意もしくは運送の取決め全てに優先する。

運送人によって要求された場合には、この証書を（譲渡性ある場合は正当に裏書されていなければならない）を、運送品または荷渡指図書と引換に提出しなければならない。海上運送状として発行された場合、この証書は譲渡性なく、権利証券でもなく、引渡は、運送人からの要求に応じて、適正な身元証明書の提示により、記名された荷受人になされる。

上記の証拠として、署名者は、運送人の代理として、本証書に記載した数の証書に署名し、この全ての証書は同一の文言および日付である。船荷証券として発行された場合、引渡は一通の船荷証券の回収のみでなされ、その他は無効となるものとする。

## **裏面約款**

### **責任制限の通知**

**運送人の責任は、運送品の性質と価額が、船積前に宣言され、本証書の表面に記載され、且つ対応する従価運賃が支払われていない限り、その価額全部よりも少ない金額に制限される。下記2条および26条を参照。**

### **第1条（定義）**

本証書の次の語は、ここに定める意味を持つ：

- (a) 「証書」とは、船荷証券あるいは海上運送状として発行されていようが、そして書面もしくは電子の形式で発行されていようが、この書類をいう；
- (b) 「運送人」とは、その代理としてこの証書が署名された者 — 日本郵船株式会社もしくは東京船舶株式会社のいずれか — と、本船をいう。日本郵船株式会社、東京船舶株式会社いずれも自らのために発行されたわけではない証書に関して責任を負わない；
- (c) 「運送」とは、この証書の効力が及ぶ運送品に関して、運送人が請負った作業（オペレーション）および業務（サービス）の全部または一部をいう；
- (d) 「複合輸送」とは、受取地および／もしくは引渡地が本証書で該当する記入欄に表示されている場合である；

- (e) 「抗弁」とは、全ての権利、特権、免責、責任免除、責任除外、責任制限をいい、法律、契約、タリフ、その他いずれによって生じたものかにかかわらず、且つ求償もしくは賠償を妨げる、無効にする、軽減するものいずれをも含む；
- (f) 「運送品」とは、本証書に記載されている貨物をいい、且つ、その貨物が荷主によってまたは荷主のために供給もしくは提供されたコンテナに詰められている場合には、そのコンテナも含む；
- (g) 「妨害」とは、運送、運送人、下請け、本船、運送品、もしくはその他財産に対する実際のまたは懸念される妨害、危機、遅延、困難もしくは不都合一切で、以下の存在もしくは懸念を含むがそれには限定されない。(i) 不可抗力；(ii) 戦争、敵対行為、内乱、公敵の行為、テロ；(iii) 政府による商業、海運、もしくは貿易の制限（政府による制限を恐れて生じた自発的な輸入もしくは輸出割当も含む）；(iv) 検疫、衛生またはその他類似の規則もしくは制限；(v) 伝染病または疾病；(vi) 運送人もしくは下請人の従業員を含むと否とを問わず、作業停止、同盟罷業、または作業所閉鎖；(vii) 事故、惨事、火災もしくは交通災害；(viii) いずれの運河、海峡、水路、港、埠頭、臨海ターミナルまたはその他の場所の混雑、閉鎖、障害または危険；(ix) 悪天候、浅瀬、結氷、地震、地すべりまたは他の運送の障害；
- (h) 「荷主」には、荷送人、出荷人、荷受人、運送品の所有者およびその受取人、この証書の所持人、ならびにそれらの代理人を含む；
- (i) 「人」とは、個人、団体、会社またはその他の主体を含む；
- (j) 「荷送人」とは、この証書で荷送人として記載されている人、且つ/またはこの証書によって証明される運送契約を締結した人をいう；
- (k) 「下請人」には、本船またはその他の船舶の所有者および運航者（運送人以外の者を指す）、海上・水上・鉄道・トラック・航空その他の輸送オペレーターもしくは運送人、荷役業者、ターミナル・オペレーター、倉庫業者、運送を遂行するために運送人によって起用された全ての独立請負人、そしてこれら業者の再下請業者が含まれる；そして
- (l) 「本船」とは、本証書に記載された船舶をいい、全面的または部分的に代替されるまたはされるであろう船舶、船、小型船舶、艇またはその他の輸送手段も含む；

## 第2条 (至上約款)

- (1) この証書は、1992年6月3日公布の「国際海上物品運送法の一部を改正する法律」により修正された1957年日本国国際海上物品運送法（以下法律と呼称する）の規定に基づいて効力を有する。但し、1924年8月25日にブラッセルで署名された船荷証券に関する若干の規則の統一のための国際条約、もしくは1968年2月23日にブラッセルで署名された議定書、または1979年12月21日にブラッセルで署名された議定書による修正条項と同様の性格の他の立法、これには1936年アメリカ合衆国海上物品運送法を含むが

限定はされない、（以下US COGSAと呼称する）（同様の立法とUS COGSAは以下ヘーグ・ルール立法と呼称する）がこの証書に強行的に適用されると判示された場合には、この証書は当該ヘーグ・ルール立法の規定に基づいて効力を有する。この証書の他のいかなる規定にかかわらず、アメリカ合衆国（その特別区、領土と所有地を含む）向けまたは出しの全ての運送につき、この証書はUS COGSAに基づいて効力を有する。

- (2) 2条1項に基づいて適用される法律またはヘーグ・ルール立法は、いずれにしる、運送品を本船に積み込む前および本船から陸揚した後の運送と、運送品が、運送人、運送人の代理人、使用人、代表者、下請人の保管の下にあるすべての期間にも適用される。法律またはヘーグ・ルール立法は本証書中に攝取されているものとみなされる。もしこの証書のいずれかの規定が、いかなる程度であれ、法律またはヘーグ・ルール立法に、もしくはこの証書によって証明される契約に適用されるその他一切の法令または法規、規則に、抵触すると判断された場合には、その規定はその抵触する範囲で無効となるが、それ以上にはおよばない。
- (3) この証書が海上運送状として発行された場合、この証書は万国海法会海上運送状統一規則に従って効力を有し、万国海法会海上運送状統一規則は本証書に攝取されているものとみなす。但し、もしかかる規則の規定がこの証書の規定と抵触する場合は、後者が優先する。

### **第3条（準拠法および裁判管轄）**

この証書によって証明され、またはこの証書に含まれる契約は、本証書中に別段の規定がない限り、日本法に準拠する。この証書やその他の一切の契約に含まれるいかなる規定にも拘わらず、運送品に関する、もしくは運送により生ずる、運送人に対する一切の訴訟は、その他全ての裁判所の管轄権を除外して、日本の東京地方裁判所に提起されるものとする。一方で、荷主に対するかかる訴訟は、運送人の選択により、上記裁判所、もしくは管轄権あるその他の裁判所に提起できるものとする。運送品が異議申し立てまたは競合する請求の対象である場合、運送人は、所有権ならびに/または占有権の決定のために、権限ある管轄地域の裁判所の管理に運送品を供することができる。運送人はかかる提供から生じる荷主への責任を負わない。荷主はかかる裁判所の専属管轄権に同意する。

### **第4条（運送人のタリフ）**

運送人の適用タリフの各条項は、本証書に攝取されているものとみなされる。適用タリフの関係諸規定の写は、要求すれば、運送人から入手できる。この証書と適用タリフとの間に不一致があれば、この証書が優先する。

### **第5条（責任制限法）**

この証書のいかなる記載も、運送人から抗弁を制約したり、奪ったりするものではない。

#### **第6条（下請契約および補償）**

- (1) 運送人は、運送を、任意の条件の下で下請に出す契約を結ぶ権利を有し、これには更なる下請に出す自由を含む。
- (2) 荷主は、運送人以外の、運送の遂行または請負を行なういかなる人（全ての下請人を含む）に対して、賠償請求もしくは主張がなされないことを約束する。この賠償請求もしくは主張とは、前述のいかなる人に対して、もしくは前述のいかなる人の所有する一切の船舶に対して、運送品または運送に関連したおよそ何らかの責任を負わせるまたは負わせようと意図するものを指し、前述の人の側の過失に起因するか否かは問わない。それにも拘わらず、このような損害請求もしくは主張がなされた場合には、本証書の29条に従って荷主は運送人に補償を行なうことを約束するものとする。上述の規定を毀損することなく、前述のすべての人は、本証書3条を含む、運送人が援用することができる全ての抗弁を、あたかもそれらの規定が自らの利益のため明定されたかのごとく享受する。この契約を締結するに当り、運送人は、それらの規定に関しては、自己のためだけではなく、前述の人の代理人および受託者としても行動したものである。
- (3) 第6条2項の規定（この規定で定められた荷主の保証を含むがそれに限定されない）は、本船の船腹をチャーターしている他の人に対するあらゆる性質の賠償請求もしくは主張に適用される。
- (4) 更に荷主は、運送人に対し、この証書の規定以外により運送品に関する賠償請求もしくは主張が、いかなる人からもなされないことを約束する。この賠償請求もしくは主張とは、運送人に対して、運送品もしくは運送に関連するおよそ何らかの責任を負わせるまたは負わせようと意図するものをさし、運送人の側の過失に起因するか否かは問わない。それにも拘わらず、このような賠償請求もしくは主張がなされた場合は、本証書29条に従って荷主は運送人に対し補償を行なうことを約束するものとする。

#### **第7条（運送方法・経路）**

運送人は、いかなる時でも、そして荷主への通告なく、(i)いかなる輸送手段・蔵置方法であれ利用することができる；(ii)運送品をある運送機関から他の運送機関に移すことができ、それには本証書に記載されている本船以外の他の船舶もしくは輸送手段への積替え・運送も含まれる；(iii) 直行か否か、公告されているか否か、あるいは慣習的な経路であるか否かにかかわらず、運送人の裁量でいかなる経路も取ることができ、そして、一度もしくはそれ以上に、いかなる順序でも、どのような場所・港にも進み、止まることができる；(iv) 積み港あるいは揚げ港として本証書に記載されている港であろうとなかろうと、いかなる場所もしくは港で運送品を積みまた揚げることができ、且つかかる場所もしくは

港で運送品を蔵置できる。本船は、いかなる時でも、乾船渠入りし、修繕所に入り、碇泊地を変更し、貨物を移動もしくは積み直し、燃料または船用品を積取る自由を有する。このような自由は、どのような目的であれ運送人により行使できる。そして、本条に従ってなされるいかなる行為、もしくはそれら行為により生じる遅延は、運送人による、この証書に証明される契約の違反もしくは離路とみなされない。かかる行為に関して運送人が有責と判断された場合であっても、運送人は、自らの抗弁の完全な利益を享受しうる。

## **第8条（責任）**

- (1) 運送人は、受取地もしくは船積港における運送人による運送品の受取前、または陸揚港もしくは引渡地における運送人による運送品の引渡後に発生した、運送品の滅失・損傷、もしくは運送に関する損失・損害について責任を負わない。
  - (a) 運送人は、運送品が、特定の時期に、または特定の市場ないしは使用に間に合うように、陸揚港または引渡地に到着することを保証せず、且つ、運送人は、遅延によって生ずる直接もしくは間接の損失・損害に対して責任を負わない。それにもかかわらず運送人が遅延の責任を負うと判断された場合は、物理的な損失・損害の際に主張できる同様の抗弁をかかるとして遅延に関して利用できるものとする。
  - (b) 本証書に荷主の申告に基づき記載された「最終仕向地」と「輸出用参考」欄の情報は、単に荷主の参考の為のものにすぎず、運送人の側にいかなる責任も生じさせない。
- (2) 本証書における運送は複合輸送に成りうるものと企図されている。運送が複合輸送である場合、もし運送品の滅失・損傷、もしくは運送に関する損失・損害が、運送人、もしくは下請人、その各々の代理人、使用人、代表者の管理下にある期間中に発生したことが立証された場合には、運送人の責任は以下の方法により決定される。
  - (a) 運送品の滅失・損傷、もしくは運送に関する損失・損害が、運送品が船積港の臨港ターミナルに到着したときから運送品が陸揚港の臨港ターミナルを離れたときまでの期間中に、もしくはその前後の海上もしくは内水の運送区間中に、発生したことが更に立証された場合には、運送人は、かかる滅失または損害について、適宜選択される1992年日本国国際海上物品運送法もしくは適用ヘーグ・ルール立法（それら規則における適用範囲の規定は除く）いずれかと、この証書の規定に従って責任を負う。
  - (b) 第2条2項に拘らず、運送人は下請人の抗弁全ての利益を持ち、本証書の「準拋法及び裁判管轄」約款を含むがこれに限定されない運送人の他の抗弁を害することなく、運送人の責任は下請人のそれより大きくなることはない。
  - (c) 複合輸送で運送された運送品に関して、もし運送品の滅失・損傷、もしくは運送に関する損失・損害が、受取地における運送人による受取から引渡地におけ

る運送人による引渡までの期間内に発生したことが立証されるものの、損失または損害が発生した時に運送品がどこにあったかを荷主が証明できない場合には、本証書の2条に則り適宜選択される1992年日本国国際海上物品運送法もしくは適用ヘグ・ルール立法が適用される。補償もしくは分担のために運送人がいかなる行動を取ろうとも、損失または損害が運送人の管理下で発生したことが、この項により推測もしくは推定されるものではない。

- (d) 上記8条2項(b)適用を前提として、アメリカ合衆国からの、アメリカ合衆国への、あるいはアメリカ合衆国内の複合輸送である場合は、運送人の責任は本証書の2条の規定に準拠する。

## 第9条 (自由)

- (1) 現実であれ予期されるのであれ、輸送の前または輸送の間であれ、運送人（本条の適用上、運送人、下請人、およびそれら各々の代理人、使用人、代表者を意味する）の判断に基づき、あらゆる妨害が生じる恐れのある全ての事態において、運送人は
- (i) もし運送が既に開始されているのであれば、荷主の単独の危険と費用で、コンテナを開梱する、および／または、本船またはその他の輸送手段への積みもしくは揚げ作業を中断、中止もしくは続けて、本船またはその他の輸送手段、倉庫もしくは空地に保管し、積み港、受け地、その他運送人の選択した港もしくは場所に戻しあるいは送り、そこで荷主に運送品の引取を要求する、および／または、その他運送人が有利とみなす方法で運送品もしくはその一部を処分する権利を有する；または
  - (ii) もし運送がまだ開始されていないのであれば、運送もしくはこの証書で証明されている運送契約を解除する権利を有し、これら全てにつき荷主に補償することはない。

かかる一切の行為は、完全且つ最終的な引渡ならびにこの証書で証明されている運送契約の完全な履行を構成し、運送人は本証書における全ての運賃の権利を有し、運送品に関する一切の更なる責任から解放される。それ以降、運送人が運送品に関して引受けるかもしれない（しかし必ず引受けなければならないわけではない）全ての作業とサービスは、荷主の代理人としてのみ引受けられ、運送品の運送人、受託人、占有者、倉庫人として引受けるものではない。運送人は、全ての費用弁償と共にかかる作業とサービスの補償の権利を有し、これら全ての権利は、運送品と運送品に関する書類への運送人のための担保権で保証されている。

- (2) 運送人は、本条に定めるすべての他の自由に加えて、あらゆる政府、準政府、公共団体の権限に基づき行動している、ないしは行動していると称する人によって、あるいは本船の保険条項に基づいて命令、指示、規制、勧告もしくは示唆をおこなう権限を有する人によって、運送品もしくは運送品に関してなされた命令、指示、規制、勧告ま

たは示唆に順守する自由を有する。かかる順守は、この証書で証明される運送契約の運送人による違反もしくは離路とはされない。

#### **第10条（不知約款）**

本証書中の記号、番号、品名、品質、数量、寸法、重量、容積、性質、種類、価額、および運送品に関するその他の明細についての記載は、荷主によって申告されたものであり、運送人は、それらの正確性、完全性については責任を負わない。荷主は、その申告した明細が正確あるいは完全であることを運送人に担保し、もし、それにもかかわらず申告した明細が不正確あるいは不完全であった場合、本証書の29条に則り、運送人に補償しなければならない。

#### **第11条（コンテナの使用）**

運送品が受取時にまだコンテナに詰め込まれていない場合、運送人はそれをいかなる型のコンテナにも詰め、且つ運送する自由を有する。

#### **第12条（運送人のコンテナ）**

- (1) 荷主自身、もしくはその代理人、使用人、または荷主により雇われた独立請負人の、占有中または管理中に発生した運送人のコンテナおよびその他の機器の滅失、損傷に対し、荷主は、全面的に責任を負い、運送人に補償しなければならない。
- (2) 荷主、その代理人、使用人、または荷主により雇われた独立請負人による、取扱、占有または管理中に、運送人のコンテナもしくはその中品によって惹き起こされた他の者の財物の滅失、損傷、もしくは他の者への傷害または死亡に対し、運送人はいかなる場合も責任を負わず、またこれらに対して荷主は運送人を補償し、損害を与えないものとする。
- (3) 運送人または運送人の代理人により供給されたコンテナが荷主の施設において開梱される場合、荷主は、空コンテナを、内部にブラシをかけ清掃し、運送人もしくはその代理人、使用人によって指定された地点もしくは場所に、規定された時間内に返却する責任を負う。運送人の適用タリフに規定されている期間内にコンテナが返却されない場合、その未返却に起因する遅滞、損失、費用に対して、荷主は責任を負わなければならない。

#### **第13条（荷主によって詰められたコンテナ）**

運送人に受取られた運送品が、荷主によってまたは荷主のために中品が詰められたコンテナであるときは、

- (a) この証書は、その中に記載されたコンテナの数だけを受取ったことの一応の証拠であって、中品の状態およびその明細（記号、番号、包もしくは個品の数・種類、品名、

品質、数量、寸法、重量、容積、性質、種類および価額を含む)は運送人の知るところではなく、運送人はそれらについて何ら責任を負わない。

- (b) 荷主は、コンテナの中品の積付けおよび、コンテナの閉扉、封印が、安全・適切であること、またコンテナおよびその中品が、16条を含む本証書の条項に従った取扱いおよび運送に適していることを担保し、荷主にかかる担保の違反があった場合には、運送人は、かかる違反から生ずる運送品のいかなる滅失・損傷、もしくは運送に関する損失・損害について、責任を負わず、且つ荷主は、その他の財物の滅失・損傷または人身傷害、死亡もしくはその他一切の事故または出来事の結果につき責任を負い、運送人に対して、本証書 29 条に則り、運送人に補償しなければならない。
- (c) 荷主は、コンテナが運送人または運送人の代理人により提供されたときには、そのコンテナを検査しなければならない、且つ荷主が運送人に対し書面で反対の通知を行わない限り、そのコンテナは、運送に良好且つ適した状態にあるものとして荷主により受け取られたものとみなされる。
- (d) コンテナが、封印に異常なく運送人によって引渡されたときには、かかる引渡は、本証書の下での運送人の義務の全面的且つ完全な履行とみなされ、運送人は、コンテナの中品の滅失、損傷について責任を負わない。
- (e) 運送人は、自己が必要と考える場所に於いて、荷主に通知せずに、コンテナを開扉し、コンテナの中品を検査する自由を有し、且つそれにより生じた一切の費用は、荷主によって負担されるものとする。コンテナの封印が、税関またはその他の官憲によりそのコンテナの中品の検査のために破られた場合には、運送人は、それにより生じたいかなる滅失、損傷、費用もしくはその他の結果についてなんら責任を負わない。

#### **第 14 条 (特殊コンテナ)**

- (1) 運送人は、運送品を冷凍用、加熱用、絶縁、換気用コンテナもしくはその他の特殊コンテナで運送すること、あるいは荷主によってもしくは荷主のために詰められた特殊コンテナをその様なものとして運送することを引受けず、かかる運送品もしくはコンテナを、それぞれ通常の運送品もしくはドライコンテナとしてのみ取扱う。但し、(i) かかる運送品もしくはコンテナの運送についての特別の協定が書面により運送人と荷主との間で合意され、且つ(ii)その特別の協定がこの証書の中に明記され、且つ(iii)所要の特別運賃が支払われている場合にはこの限りではない。運送人は、荷主によって、もしくは荷主の為に提供された特殊コンテナの機能について責任を負わない。
- (2) 特殊コンテナによって運送されることが合意された運送品に関しては、運送人は、それらが自己の現実の保管と管理のもとにある間は、特殊コンテナの装置の維持に相当の注意を尽くすが、そのコンテナの装置の隠れた瑕疵、不調、破損により生じた運送品の一切の滅失、損傷については責任を負わない。
- (3) 貨物が運送人によって冷凍コンテナに詰められ、荷主が要求した特定の温度範囲がこ

の証書に記載される場合には、運送人は、自動温度調節器を要求された温度の範囲内に合わせるが、その温度がコンテナの内部で維持されていることは保証しない。

- (4) 運送人の受取った貨物が、荷主によってもしくは荷主のために中品が詰められた冷凍コンテナである場合には、中品を適切に積付け、自動温度調節器を正確に合わせることは荷主の義務である。荷主のかかる義務違反から生じた一切の貨物の滅失または損傷に対して運送人は責任を負わず、さらに、コンテナ内部で意図された温度が維持されていることを保証しない。

#### **第15条（危険品、禁制品、その他特殊貨物）**

- (1) 運送人は、爆発性、引火性、放射性、腐蝕性、加害性、有毒性、有害性、害毒製、危害性もしくは危険性のある運送品の運送を、かかる運送品の運送につき荷主から事前に書面で申請があり、これを受託したときに限り引受ける。この申請には、運送品の性質、品名、ラベル、分類と同時に無害化の方法が、荷送人および荷受人の氏名、住所とともに、正確に記載されていなければならない。
- (2) 荷主は、前項に掲げた運送品の性質が包およびコンテナの外面に明確且つ消えないように記されていること、およびすべての適用法令または規則により、もしくは運送人により、要求される書類または証明書を提出することを保証しなければならない。
- (3) 第15条1項、2項、もしくは6項の規定に従わずに、運送品が、運送人に受取られていたことが判明したとき、または禁制品、あるいは船積港、陸揚港、寄港地もしくは輸送途上の一切の地域、水域の法令、規則によって禁制されているものであることが判明したときは、いつでも、運送人は、自己の裁量により、賠償することなく、その運送品を無害化する、船外に投棄する、陸揚する、もしくはその他の処置をとる権利を有し、荷主は、運賃の喪失を含め、かかる運送品より直接もしくは間接に生ずるいかなる種類の損失、損害、運賃の喪失を含む賠償責任、および費用につき責任を負い、運送人に補償しなければならない。
- (4) 第15条1項、2項、および6項に従って受取った運送品が、運送人、本船、貨物、人および／またはその他の財物にとって危険になるおそれがある場合には、運送人は、いつでも前項の規定の下で運送人に与えられる権利を行使し、その利益を享受することができる。
- (5) 運送人は、いつ、どこにおいても、荷主の同意なしに、もっぱら荷主の危険と費用負担で、包もしくはコンテナの中品を検査する権利を有する。
- (6) 荷主は運送人に書面で、船積み前に、運送品の安全な運送に必要な荷主の知りうる範囲内での最新の情報、およびすべての適用法令または規則もしくは運送人により要求される運送品、運送および／または荷主に関するその他全ての情報を提供しなければならない。

#### **第16条（甲板積貨物）**

- (1) 運送人は、コンテナに入った運送品を艙内積または甲板積で運送する権利を有する。
- (2) 運送品が甲板積で運送される場合には、運送人は、これに反するいかなる慣習にも拘わらず、本証書上に「甲板積」なる旨を特に記載、記述もしくはスタンプすることを要求されない。かかる運送品は、その状況により 1992 年日本国国際海上物品運送法または適用ヘグ・ルール立法に従い、且つ、かかる運送品の積付は、共同海損を含む全ての目的のために艙内積を成立させるものとする。
- (3) 甲板積で運送され、且つ、そのように運送されている旨が本証書で特に記載されている運送品の不着、誤渡、滅失、損傷、もしくは運送に関する損失・損害については、それが運送人の過失もしくは本船の不堪航性によって生じたか否かを問わず、運送人は一切の責任を負わない。

### **第 17 条 (生動物及び植物)**

生動物、鳥類、爬虫類、魚類および植物の事故、病気、死亡、滅失もしくは損傷については、自己の過失もしくは本船の不堪航による場合をも含めて、いかなる原因によって生じたものであれ、運送人は一切の責任を負わず、本条の規定に抵触するものを除き、この証書のすべての条項の利益を享受するものとする。

### **第 18 条 (高価品)**

運送人は、白金、金、銀、宝石細工、宝石類、貴金属、放射性物質、高価化学品、金銀塊、正金、通貨、流通証券、証券、文書、証書、絵画、刺繍品、芸術作品、骨董品、相続動産、あらゆる種類の蒐集品、もしくは荷主にとってのみ特殊な価値を有する物品を含む一切のその他の高価品の、滅失・損傷、もしくはそれらに関する損失・損害については、その真の性質および価額が、運送人による運送品の受取りに先立って荷主により書面で通告され、この証書の表面に記載され、且つ、それについて従価運賃が前払いされていない限り、一切責任を負わない。

### **第 19 条 (荷印による引渡)**

- (1) 運送人に受取られる前に、荷主により、運送品、包およびコンテナに、陸揚港および引渡地名とともに、高さ2インチ以上の文字と番号で荷印が明瞭に且つ消えないようにスタンプもしくは記載されていない限り、運送人は、荷印に従って行う荷渡の不履行または遅延について責任を負わない。
- (2) 運送人は、いかなる場合にも、主荷印以外による荷渡については、責任を負わない。
- (3) 荷主は、運送人に対し、運送品、包およびコンテナの荷印が、この証書に記載された荷印と一致しており、陸揚港または引渡地で効力を有する一切の法律、規則に全面的に合致していることを保証し、その不正確もしくは不完全なことから生じた一切の損失、損害、費用、罰金または科料につき、運送人に対し、補償しなければならない。

- (4) 記号および番号によっては区別しえない運送品、荷粉、残液およびその他仕分けることができない未引取品は、同種運送品の多数荷主に対する荷渡を完了させるために、見かけ上の不足、重量不足もしくは損傷の割合に応じて配分されるものとし、かかる運送品またはその一部は全面的且つ完全な荷渡として了解されるものとする。

## 第20条 (引渡)

- (1) 運送人は、本証書に記載されている陸揚港もしくは引渡地の地理的範囲内で、本船船側、税関、倉庫、埠頭、岸壁その他の運送人が指定した場所において、運送品をいつでも引渡す権利を有する。
- (2) いかなる場合にも、運送人の責任は、運送品が運送人の指定場所において荷主もしくは内陸運送人その他の荷主のためにその運送品を受取る権限を有する者に引渡されたときに終了する。運送品を税関その他の官憲の管理下に引渡すことは、本証書における運送人の責任の最終的な完遂を構成するものとする。
- (3) 運送人によって受取られた運送品が、荷主によりまたは荷主のために中品が詰めこまれたコンテナである場合には、運送人は、本証書記載のコンテナの合計数の引渡についてのみ責任を負い、コンテナを開扉し、その中品を、包もしくは個品の商標、記号、番号、サイズまたはタイプに従って引渡すことは要求されない。但し、運送人の絶対的な裁量で、当該陸揚港における本船の到着予定日の少なくとも3日以前に運送人に届く書面により荷主の要求があれば、運送人は、コンテナを開扉し、書面の指示に従ってその中品を1人またはそれ以上の荷受人に引渡してもよい。この場合、開扉の際にコンテナの封印に異常がなければ、本証書における運送人の全ての義務は履行されたものとみなされ、運送人は、かかる引渡によって生ずる中品の滅失、損傷につき責任を負わず、且つ、荷主は、運賃および発生した追加費用の適正な精算につき責任を負う。
- (4) 運送品が運送人によってコンテナに詰められた場合には、運送人は、コンテナを開扉してその中品を引渡すものとし、運送品をコンテナ入りのまま引渡すことを要求されない。但し、運送人の絶対的な裁量で、荷送人と運送人との間の事前の協定により、運送品をコンテナ入りのままで荷主に引渡してもよい。この場合、コンテナが運送人によって封印に異常のない状態で引渡されれば、その引渡しは、本証書における運送人の義務の全面的且つ完全な履行とみなされ、運送人は、コンテナの中品の滅失、損傷につき責任を負わない。
- (5) 揚地選択荷渡は、運送品の受取前に取決められ、且つ本証書にその旨明記されたときに限り容認される。その様に明記された選択権の行使を希望する荷主は、本証書に記載された本船が、選択の対象となる揚地のうち最初の寄港地に到着する少なくとも48時間前に、その港において、運送人に対し書面で通知しなければならない。そうでなければ、運送品は、運送人の選択により選択港のいずれかの港に陸揚げされ、その

ときをもって運送人の責任は終了するものとする。

- (6) 運送人は本証書に記載の運送品の引渡を受ける権利のある荷主であることを確かめる為に合理的な注意を払わなければならない。かかる合理的な注意を払っていなかった場合を除き、(運送人は) 誤渡による一切の責任を負わない。
- (7) この証書が海上運送状として発行された場合、運送品の引渡は運送人からの要求に応じた身元証明書の提示により、記名された荷受人になされる。荷受人は、運送人の絶対的な裁量によって要求されない限り、この海上運送状の提示を求められない。
- (8) この証書が海上運送状として発行された場合、(a)運送人によって運送品が受取られるときまでに行使され、(b)その譲渡がこの証書に記載されたときは、荷送人は、運送品の支配権を荷受人に譲渡することができる。上述に加え、適法性と運送人の同意を条件として、(i)書面で、(ii)運送品が引渡地に到着後荷受人が引渡を要求する前に、且つ(iii)運送人が依頼を履行する為の合理的な機会が充分ある時期までに、運送人に対して有効な通知をすることにより、荷送人は海上運送状を全通提示して、運送または運送品の引渡の中止、荷受人、揚港および／もしくは引渡地の変更をすることができる。荷送人は、運送人がその依頼に従ったことによる全ての結果に関して、運送人を擁護し、損害を与えないことを補償する。

## 第21条 (火災)

運送人は、火災によって生じた運送品の滅失・損傷、もしくは運送に関する損失、損害については、その火災がいかなるときに発生したものであっても、たとえ本船舶積前もしくは陸揚後に発生したものであっても、責任を負わない。但し、運送人の故意過失によって発生した場合はこの限りではない。

## 第22条 (先取特権)

- (1) この証書、およびこの証書との関係の有無を問わないその他一切の荷主との運送契約に基づき、荷主によって支払われ、または負担されるべきすべての運賃、不積運賃、滞船料、保管料、共同海損分担金、海難救助料、損害、損失、諸掛り、費用、その他一切の金額、および弁護士費用を含むかかる金額を回収するための支出および費用につき、運送人は運送品の上に先取特権を有し、この先取特権は、運送品の引渡後も存続する。運送人は、荷主に通知せずに、私的売却もしくは公の競売により運送品を売却することができる。運送品の売却に当り、売却価格が、支払われるべき金額と発生した支払および費用に満たない場合には、運送人は、その不足額を、荷主から回収することができる。
- (2) 運送品が相当の期間内に引取を請求されないとき、あるいは、運送品が悪化、腐敗もしくは無価値になると運送人が判断したときは、いつでも、運送人は、自己の裁量と先取特権に基づき、なんらの責任を負うことなく、もっぱら荷主の危険と費用負担で、

かかる運送品を売却、廃棄もしくは他の方法により処分することができる。

### **第23条（運賃及び費用）**

- (1) 運賃は、荷主の申告した運送品の明細に基づいて計算され、荷主は、運送人による運送品の受取のときに、自己の申告した中品、重量、容積および価額が正確であることを、運送人に対して保証したものとみなされる。しかし、運送人は、実際の明細を確かめるため、いつでも荷主の危険と費用負担で、コンテナおよび／または包を開梱し、運送品の中品、重量、容積および価額を検査することができる。運送品の中品、重量、容積もしくは価額の申告が不正確であったときには、(i)請求された運賃と正確な明細が申告されていたならば支払われるべきであった運賃との差額、(ii)確定損害賠償としての正当運賃相当額、および(iii)不正確さを確かめる為や、運送人に支払われるべき金額を回収する為に運送人が被った弁護士費用を含む全費用につき、荷主は責任を負い、その金額を運送人に支払わなければならない。
- (2) 本証書記載の陸揚港または引渡地までの運賃全額は、その運賃が前払もしくは仕向地払であることが記載されている、あるいは予定されていることに関係なく、運送人による運送品の受取のときに、確定的に取得されたものとみなされる。現実に支払われたか否かを問わず、本証書のもとで支払われるべきすべての運賃およびその他の諸掛りに対し、運送人は権利を有し、本船および／または運送品が滅失すると否とを問わず、また、運送が全輸送過程のどの段階で中断、挫折、放棄されたかを問わず、いかなる場合にも、それら運賃およびその他諸掛りを確定的に受取り、保有する権利を有する。損傷もしくは不良運送品についても、運賃全額が支払われなければならない。
- (3) 運賃および／または諸掛りは、一切の相殺、反対請求、控除なしに、その全額が現金で支払われなければならない。運賃が陸揚港もしくは引渡地で支払われる場合には、その運賃およびその他一切の諸掛りは、この証書記載の通貨で、もしくは運送人の選択により船積港、陸揚港、受取地、引渡地の通過、および適用となる運送人のタリフ規定または支払地の慣習によって換算された他の通貨で、支払われなければならない。
- (4) 一旦運送人により受取られた運送品は、運送人の承諾が得られ、運賃全額が支払われ、且つ、それによって生ずる運送人の損失が補償されるのでなければ、荷主によって取り戻される、ないしは処理されることはできない。運送品が船積準備の整ったときに用意されていなければ、運送人はかかる運送品の船積義務を免がれ、更なる通知をすることなく本船は発航でき、且つ荷主は不積運賃を支払わなければならない。
- (5) 運送品に課せられた領事査証料を含むすべての賦課金、関税、税金および諸掛り、あるいはその他いかなる事情であれその運送品に関して運送人が蒙った全ての損失、および／または、課せられたすべての罰金について、荷主は責任を負い、運送人に対しその補償をしなければならない。その罰金、損失には、運送品に関する政府、公共団体の法令もしくは規則に荷主が従わなかったため、あるいは運送品に伴い要求される

領事、衛生当局、その他の証明書を取付けること荷主が怠ったために生じたものも含まれる。荷主は、政府または公共団体によって輸出もしくは輸入を拒否された運送品の返送運賃および諸掛りについて責任を負わなければならない。運送品につき仕分け、検品、修繕、修理、手直し、あるいは他の方法による保全管理が必要であると運送人が判断した場合には、運送人は、それらの作業を荷主と運送品にかかわる支出および費用負担で行なうことができる。荷主は、運送人が、かかる諸掛りおよび費用を支払い、且つ／または負担し、上記の事柄を荷主の費用でその代理人として行ない、運送品の占有を回復するためまたは回復しようとするために他の者を雇い、その他運送品の利益と考えられる一切の事柄をなす権限を授与する。

- (6) 本証書で定義されている荷主は、運送人に対し、運賃および諸掛りの全額の支払いと、本証書に於けるそれらの者の各々の義務の履行につき、連帯して責任を負わなければならない。

#### **第24条（損害の通知及び提訴期間）**

- (1) 滅失ないし損傷とその概況についての通知が、陸揚港もしくは引渡地において、運送品の引渡の前または引渡の時に書面で運送人に対しなされない限り、あるいは、その滅失ないし損傷が外部から認められない場合には、引渡後3日以内になされない限り、運送品は、この証書に記載のとおり引渡されたものとみなされる。
- (2) 下請人の管理下にある間に運送品が滅失または損傷した場合、あるいは、滅失または損傷したと推定される場合、荷主が運送人に対して滅失およびクレームの通知を運送人が下請人の（出訴期限等の）要件を満たすようにしない限り、運送人は運送品に関する一切の責任を免除される。これらの（出訴期限等の）要件について調査するのは、荷主の義務である。運送人はその要件について進んで通知する義務を負わない。
- (3) 上記24条2項を除き、いかなる場合に於いても、運送品が引渡された後、あるいは引渡されるべきであった日の後、1年以内に訴訟が提起されないときには、運送人は運送品に関する一切の責任を免除される。

#### **第25条（運送人のための抗弁と責任制限）**

この証書に記載されている抗弁と責任制限は、運送品に関する一切の責任に関して運送人に提起されるあらゆる訴訟に適用され、その訴訟が契約、不法行為、その他のいずれに基づくとを問わない。

#### **第26条（責任制限）**

- (1) 運送人はいかなる場合でも、運送品のすべての滅失・損傷、あるいは運送に関するすべての損失・損害について、一包もしくは一単位につき、666.67 計算単位、もしくは、滅失または損傷に係る運送品の総重量につき 1 キログラムあたり 2 計算単位、のいず

れか高い方の額を超えて責任を負わない。前節で言及された計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。本証書に含まれるその他一切の規定に拘わらず、この証書が、アメリカ合衆国向けまたはアメリカ合衆国出しの運送品をカバーし、且つ次の規定が法的訴訟が行われる裁判管轄地の地域法律のもとで有効であり法的拘束力を持つのであれば、前述の責任制限の金額については、一包または慣習的運賃単位につき 500 米ドルが代わって適用される。本項の責任制限は、8 条 2 項 (b) における、より低い責任制限の適用を妨げるものではない。

- (2) 船積前にかかる運送品の性質および価額が、荷主により通知され、この証書の表面に記載され、且つ割増運賃が要求通り支払われている場合は、26 条 1 項で規定された責任制限は適用されない。価額の通知は、この証書の表面に記載されたとしても、一応の証拠とはなるが、運送人を最終的に拘束するものではない。
- (3) 運送品が、荷主によってもしくは荷主のために、コンテナに詰込まれている、または類似の輸送用具に単一化されている場合で、且つ、コンテナに詰込まれた、または類似の輸送用具に単一化された包もしくは単位の数本証書で数え上げられていないときは、それらの中品全体を含む各々のコンテナまたは類似の輸送用具が、本証書に定める責任制限の適用上、一包であると解されるものとする。
- (4) 運送品のいかなる滅失、損傷に関してでも、運送人が損害賠償の責任を負う場合、その損害賠償の額は、運送品が本船から荷揚された、または荷揚されるはずであった場所および時間における運送品の価額を参照して算定されるものとする。運送品の滅失、損傷についての運送人の責任の程度を決定するため、運送品の価額は、送り状の価額、そして支払われているのであれば運賃および保険料をそれに加算した額であるものと推定する。いかなる場合にも、運送人は期待利益の喪失または結果損害について責任を負わない。

## **第 27 条 (共同海損、ニュー・ジェイソン条項)**

- (1) 共同海損は、1994 年ヨーク・アントワープ規則に従い、また同規則に規定のない事項については、精算の行われる港もしくは場所の法律および習慣に従い、東京または運送人が選択するそれ以外の港もしくは場所において、運送人が選択する通貨を以って、精算され、精算書が作成され、且つ決済される。共同海損精算書は、運送人が選任した精算人によって作成される。荷主は、運送品の引渡前に、海損盟約書もしくは海損証書と、運送品の推定分担額、救助料および特別費用を償うに充分と運送人が認める現金供託金、ならびに運送人が要求するその他の追加担保を、運送人に差入れなければならない。
- (2) ボルチック国際海運協議会によって公表されているニュー・ジェイソン条項はこの証書に摂取されている。

## 第28条（双方過失衝突約款）

ボルチック国際海運協議会によって公表されている双方過失衝突約款はこの証書に攝取されている。

## 第29条（補償）

荷主は、(i) 荷主が、本証書の規定、運送人の適用タリフ、且つ／または、適用される回状、契約、法律、条令に従わなかったこと、且つ／または (ii) いかなる荷主の表示、または担保責任、または保証の違反、により生じた結果につき、運送人に対して、補償し、擁護し、害を与えないものとする。荷主のこの義務は、直接間接を問わず、かかる荷主の不履行、違反に起因する、もしくは関連する弁護士費用、罰金、債務、利益の損失を含む全ての費用の弁償を含むものとし、且つ、運送人に起因するいかなる過失によって、免責もしくは軽減されるものではない。

## （特殊地域約款）

この証書がアメリカ合衆国向けまたはアメリカ合衆国出しの運送品をカバーし、且つアメリカ合衆国海上物品運送法（US COGSA）がこの証書に適用されると見なされるべき場合には、本証書の16条3項および17条は、次の条項に置き換えられる；「生動物、鳥類、爬虫類、魚類および植物、ならびに甲板積みで運送され且つそのように運送されていることが本証書に記載されている運送品に関しては、そのような運送に固有のまたは付随する危険による損失あるいは損害のすべての危険は、荷主の負担とし、かかる運送品の保管および運送に関連するそれ以外の点については、運送人は、アメリカ合衆国海上物品運送法（US COGSA）1条c項に拘わらず、同法の利益と、本条の規定に反するものを除くこの証書の全ての条項の利益を享受するものとする。」